

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。

元号が令和になり、初めての新年を迎えました。令和の時代は変化を楽しみ進化していく時代と言われています。

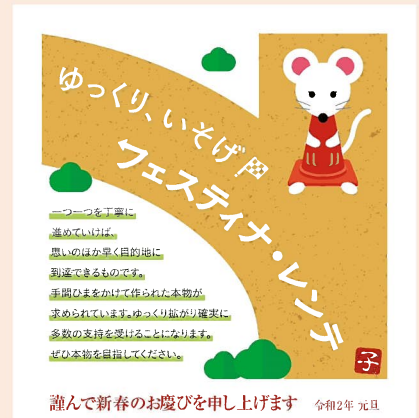
去年は、10月から消費税が増税されましたが、その影響はこれから出てきますので資金繰り等をシッカリして経営を行って頂きたいと思っております。また、今年も、共感(共に感じる)・共時(共にある時間の共時性)・共有(共に有する)をテーマに共に歩むことが重要だと思っております。ぜひ共に、新しい時代を作っていきましょう。

本年も宜しくお願い致します。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税制改正大綱、発表！
- ◇1月からの給与の源泉徴収
必ず最新の源泉徴税額表で！
- ◇確定申告にあたり
- ◇新春のご挨拶



税制改正大綱、発表！

自由民主党・公明党の両党は12月12日、令和2年度与党税制改正大綱を決定しました。

法人課税関係では、企業の保有する内部資金や技術を有効に活用する観点などから、オープンイノベーションの促進に係る税制措置の創設や、投資や賃上げを促す措置、連結納税制度からグループ通算制度への移行などが盛り込まれました。

所得課税関係としては、国外中古建物の不動産所得に係る課税の適正化、NISA制度の見直しなど、消費課税関係では、申告期限を1月延長する特例の創設、居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化などが図られます。

2020年度 税制改正大綱のポイント

項目	主な2020年度 税制改正	
資産課税	所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応	相続人等に対し現に所有している者として申告させる制度を設ける。また、所有者不明土地等の使用者を所有者とみなして課税できるようにする。
消費課税	法人に係る消費税の申告期限の特例の創設	企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、 消費税の申告期限を1月延長とする特例を創設 する。
	居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化	住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの(以下「居住用賃貸建物」という。)の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする等改正。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

項目	主な2020年度 税制改正	
個人所得課税	NISA制度の見直し・延長	<p>家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA 制度について、小額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長。</p> <p>①つみたて NISA は 5 年延長。(2023 年まで 20 年の積立期間を確保) ②一般 NISA については、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5 年延長。 ③ジュニア NISA については、延長せずに 2023 年末で終了。</p>
	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	<p>取引の活性化を通じて低未利用地の活用を促進するため、保有期間 5 年超、上物を含めて譲渡価格 500 万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に 100 万円の特別控除を創設。</p>
	国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設	<p>不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、耐用年数を簡便法で計算した国外中古建物の「減価償却費に相当する部分の損失」は損益通算等できないこととする。</p>
	未婚のひとり親に対する税制上の措置等	<p>1. 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用する。この際、適用する条件は離婚、死別の場合と全て同様とする。 2. 寡婦(夫)控除について、以下の見直しを行う。 ①寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得 500 万円(年収 678 万円))を設ける。 ②住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものを対象外とする。 ③子ありの寡夫の控除額(現行:27 万円)を子ありの寡婦と同額(35 万円)とする。 ※上記 1,2 とともに令和 2 年分以後の所得税について適用。</p>
法人課税	オープンイノベーションに係る措置の創設	<p>企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その 25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。</p> <p>その際、一定期間(5 年)内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。</p>
	特定税額控除規定の不適用措置の見直し	<p>損益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の 3 割超(現行:1 割超)とする。</p>
	賃上げ・投資促進税制の見直し(大法人向け)	<p>大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の 95%以上(現行:90%以上)とする。</p>
	交際費等の損金不算入制度の見直し・延長	<p>接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から、資本金の額等が 100 億円を超える法人を除外する。</p>
	連結納税制度の見直し	<p>連結納税制度について、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行う。具体的には、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。(グループ通算制度への移行)</p>
中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し・延長	<p>対象法人から連結法人を除外する。また、常時使用する従業員の数の要件を現行の 1,000 人以下から 500 人以下に引き下げる。</p>	
納税環境整備	電子帳簿等保存制度の見直し	<p>請求書等の電子化を推進し、企業等の生産性向上を後押しする観点から、電子帳簿保存法を見直し。電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大する。</p>
	国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し	<p>国外において行われた取引等に関し、納税者による適切な情報開示を促す観点から、①国外財産調書制度及び②更正・決定の除斥期間について、以下のとおり見直し。 ①税務調査において納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重。 ②納税者が必要な資料を提示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場合、除斥期間にかかわらず、当該要請から 3 年間は更正・決定可。</p>

1月からの給与の源泉徴収 必ず最新の源泉徴収税額表で！

平成 30 年度税制改正や令和元年度税制改正により、令和 2 年分の給与に係る源泉徴収税額表その他が変わります。

扶養親族等の数

給与を支給する際は、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）の額を計算・徴収し、納付します。これを“源泉徴収”といいます。

『給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）』（以下、源泉徴収税額表）を用いて、源泉徴収する所得税の額（以下、源泉徴収税額）を求める場合、扶養控除等申告書（以下、マル扶）の提出者であれば、甲欄を使用します。甲欄は、〔その月の社会保険料等控除後の給与等の金額〕をもとに、「扶養親族等の数」に応じて源泉徴収税額を求めます。この「扶養親族等の数」が、令和2年1月の給与支給分から下の通りとなりました。

【扶養親族等の数】

扶養親族等の数は、次の①から④の合計です。

- ① **源泉控除対象配偶者**※に該当…1人加算
※マル扶に記がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除く
- ② **控除対象扶養親族**に該当…1人加算
- ③ **所得者本人**が次に該当するごと…1人加算
 - ・ 障害者（特別障害者を含む）・寡夫又は寡婦（特別の寡婦を含む）・勤労学生
- ④ 所得者本人の**同一生計配偶者**又は**扶養親族**のうち、次に該当するごと…1人加算
 - ・ 障害者（特別障害者を含む）・同居特別障害者

【給与所得の源泉徴収税額表（月額表）一部抜粋】

給与所得の源泉徴収税額表（令和 2 年分）

(一) 月額表 (平成 24 年 3 月 31 日財務省告示第 115 号別表第一(平成 31 年 3 月 29 日財務省告示第 97 号改正) (～166,999円))

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数							乙 税額
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
以上	税							税額
未	税							税額
満	税							税額
例.	円							円
・月額表「甲」欄適用	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に3.063%に相当する金額
・その月の社会保険料等控除後の給与等の金額：90,000 円	0	0	0	0	0	0	0	
・扶養親族等の数：0 人	0	0	0	0	0	0	0	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	3,300

国税庁「令和 2 年分 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」一部抜粋・一部編集
<https://www.nta.go.jp/publication/pomph/gensen/zeigakuhyo2019/data/01-07.pdf>

対象者の見直し

「扶養親族等の数」を求める際の①～④の対象者について、令和2年分から一部見直しがされています。具体的には、対象者の所得金額要件の見直しと、源泉控除対象配偶者から除外される者の付加です。

1. 所得金額要件の見直し

基礎控除額の改正の影響で、対象者の所得金額要件が見直されています。「扶養親族等の数」は、提出を受けたマル扶から対象者を判断することとなるため、数を求める上で影響がある部分を、マル扶の記載区分ごとに右表のとおりまとめました。

【マル扶記載区分別所得金額要件】

記載区分	所得金額の要件 ^{※1}		
	令和2年分	令和元年分	
A 源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下	
B 控除対象扶養親族			
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	扶養親族	48万円以下	38万円以下
	同一生計配偶者		
	生計を一にする子 ^{※2}		
勤労学生	75万円以下	65万円以下	

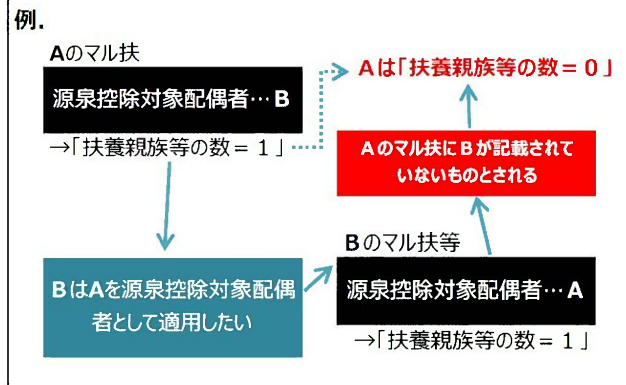
(※1) 生計を一にする子だけが総所得金額等、その他は全て合計所得金額。
 (※2) 生計を一にする子は、寡婦控除（寡夫控除）の要件の一つ。

(次頁へつづく)

2. 源泉控除対象配偶者から除外される者

令和元年度税制改正により、夫婦間で重複して、源泉徴収時に源泉控除対象配偶者の適用ができない改正がなされました。それが【扶養親族等の数】の※に記した『マル扶に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除く』です。

財務省の「令和元年度税制改正の解説」の内容を元に例えると、Aのマル扶に源泉控除対象配偶者としてBを記載していた場合で、Bのマル扶等に源泉控除対象配偶者としてAを記載して適用を受けるときは、AはBの記載がされていないものとして、「扶養親族等の数」を計算することとなります。



源泉徴収税額の見直し

令和2年分の源泉徴収税額表の源泉徴収税額は、平成30年度税制改正の影響により見直されています。これは源泉徴収税額を自動計算する、いわゆる“電算機計算の特例”も同様です。

令和2年1月以降の給与支払をする際には、必ず令和2年分の源泉徴収税額表あるいはそれに見合った“電算機計算の特例”等を用いて、適正な源泉徴収を行いましょう。

・給与所得控除額の見直し

- …一律10万円引き下げ
- …上限額195万円（収入金額850万円）へ引き下げ

・基礎控除額の改正

- …一律38万円→最高48万円へ

・所得金額調整控除の創設

- …給与年収850万円超で一定の要件に該当する場合は、一定額を給与所得金額から控除

関与先 各位

確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。

※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。



参考文献： ■日本経済新聞 ■My Komon

2020 新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



昨年中は大変お世話になりました。

昨年より開始しました改悪（？）消費税の対応は如何でしょうか。実務においても色々と問題点が出ています。今年もミツヒロニュースを通じて情報発信いたします。本年も宜しくお願い致します。

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。昨年も大きな災害に見舞われ、近年の日本は自然災害も欧米化して来ているように思われます。迎える2020年が平穏な一年であることを祈念致します。本年も弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

副所長 中山 昌実

取締役 中野 一弘



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

